

群馬大学医学部附属病院院内がん登録実施規程

平成23. 11. 8 制定
改正 平成30. 4. 1
平成31. 4. 1

(趣 旨)

第1条 この規程は、がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）、院内がん登録の実施に係る指針（平成27年厚生労働省告示第470号）及び院内がん登録運用マニュアル（平成30年11月国立がん研究センター）に基づき、群馬大学医学部附属病院（以下「本院」という。）におけるすべてのがん患者（以下「対象患者」という。）の診断、診療及び予後に係る情報の登録（以下「院内がん登録」という。）及び登録された情報（以下「院内がん登録情報」という。）の運用に関し必要な事項を定める。

(業 務)

第2条 次の各号に掲げる業務は、診療情報管理部が行う。

- (1) 院内がん登録に関すること。
- (2) 院内がん登録をした対象患者の予後調査に関すること。
- (3) 院内がん登録情報の管理に関すること。
- (4) 院内がん登録情報の集計、報告及び公表に関すること。
- (5) がん登録事業実施機関への情報提供に関すること。
- (6) その他がん情報の提供に関すること。

2 院内がん登録情報の利用及び評価と、活用に関する検討は、診療情報管理委員会（以下「委員会」という。）がん登録審査部会において行う。

(院内がん登録の項目)

第3条 院内がん登録を行う項目は、国立がん研究センターが提示する「がん診療連携拠点病院院内がん登録標準登録様式」に従う。

(対象患者の予後調査)

第4条 対象患者の予後調査については、次の各号に掲げる追跡調査をし、生死及び死因の把握に努める。

- (1) 都道府県からの生存及び死亡情報の提供
- (2) 前号により生存及び死亡情報が得られなかった者については、市区町村役場への住民票照会

(報告及び公表)

第5条 診療情報管理部は、院内がん登録情報の集計結果を委員会に報告する。

2 診療情報管理部は、院内がん登録情報の集計結果を公衆衛生の向上に寄与することを目的として、特定の個人を識別することができない情報について、委員会で承認を得た後、本院ホームページ等を活用し、公表に努める。

(がん登録事業実施機関への情報提供)

第6条 診療情報管理部は、がん登録事業のため、次の各号に掲げるがん登録事業実施機関へ院内がん登録情報の提供を行う。

- (1) 独立行政法人国立がん研究センター
- (2) 財団法人群馬県健康づくり財団
- (3) がん診療に係る公的調査実施機関

(院内がん登録情報のセキュリティポリシー)

第7条 本院に、がん登録情報に関するシステム運用責任者及び保護管理者を置き、診療情報管理部長をもって充てる。

- 2 院内がん登録情報を保護するため、院内がん登録を行う部屋（以下「登録室」という。）に、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 登録室の入退出の管理（入退出者の日時・氏名・所属等を記録し、保護管理者が定期的に確認を行う。ただし、医事課診療情報管理係及び診療情報管理部に所属する者を除く。）。
 - (2) 登録室を不在にする場合の施錠
 - 3 院内がん登録情報システムへのアクセス権限は、登録担当者に限る。
 - 4 院内がん登録情報システムの管理及び情報機器の取扱いについては、群馬大学医学部附属病院の保有する診療関連個人情報管理規程（平成21年1月13日制定）に準じる。
（院内がん登録情報の利用）
- 第8条 院内がん登録情報は、本院職員及び本院職員と共同で利用する本院職員以外の者が院内で利用する場合であって、当該情報を利用することについて相当な理由のあるときに限り、利用することができる。
- 2 前項の場合において、利用できる院内がん登録情報は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 統計用資料 統計解析を目的とするもので、個人を特定しうる可能性のある情報を含まないがん診療情報に関する資料をいう。
 - (2) 患者情報資料 がんの診断、治療および予防を研究目的とするもので、個人を特定しうる可能性のあるがん診療情報に関する資料をいう。
 - 3 院内がん登録情報の利用を希望する本院職員（以下「利用申請者」という。）は、院内がん登録利用申請書（別紙様式1）に本院職員以外の者を含めた利用するすべての者の氏名を明記の上、診療情報管理部長へ提出し、委員会がん登録審査部会のデータ利用審査を経て、承認を得なければならない。
 - 4 前項の場合において、患者情報資料を学会発表、論文作成等の目的のため院外で利用する場合又は研究目的に使用する場合には、前項の承認のほか、臨床倫理委員会の承認（本院職員と共同で利用する本院職員以外の者が所属する病院等の倫理に関する委員会の承認を含む。）を得た後、前項に規定する様式とあわせて、倫理審査承認書の写しを、診療情報管理部長へ提出するものとする。
 - 5 前2項により利用の承認を得られた院内がん登録情報は、診療情報管理部が必要なデータを作成し、利用申請者に提供する。
（受領書の提出）
- 第9条 前条によりデータの提供を受けた利用申請者（以下「利用者」という。）は、院内がん登録情報受領書（別紙様式2）を診療情報管理部長へ提出しなければならない。
（利用者の責務）
- 第10条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守するとともに、院内がん登録情報利用に係る誓約書（別紙様式3）を診療情報管理部長に提出しなければならない。
- (1) 承認された利用目的以外に提供データを利用してはならない。
 - (2) 第三者に提供データを譲渡、貸与及び閲覧させてはならない。
 - (3) 提供データから得た患者個人の情報を他に漏らしてはならない。
 - (4) 提供データを複製又は複写してはならない。
 - (5) 提供データの保管には最大限配慮しなければならない。
 - (6) 患者用資料の保管は、ネットワークから遮断されたパソコンで行い、ファイルへのアクセスパスワードの設定を行わなければならない。
 - (7) 利用期間が満了したとき、又は利用期間内であっても利用目的を達成したときは、提供データを速やかに返却又は消去し、直ちに院内がん登録情報資料返却・消去報告書（別紙様式4）を診療情報管理部に提出しなければならない。
- 2 診療情報管理部長は、利用者が前項の遵守事項に違反したときは、提供データの返却を求めるとともに、以後、院内がん登録情報の利用を制限することができる。
（研究成果の報告）
- 第11条 利用者は、研究成果物に院内がん登録を利用した旨を明記しなければならない。

2 利用者は、院内がん登録情報の利用目的を達成したときは、診療情報管理部へ研究成果物を提出しなければならない。

(院内がん登録情報の保存期間)

第12条 院内がん登録情報の保存期間は、無期限とする。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

附 則

この要項は、平成23年11月8日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。